

みやこ
京の景観ガイドライン

■広告物編



目 次

序 章

■ はじめに	序-1
■ 景観政策の経緯	序-2
■ 景観政策5つの柱と支援策	序-3

本 編

■ 屋外広告物制度の解説

基本的な考え方	1-1
屋外広告物とは	1-2
規制区域	1-3
屋外広告物の許可制度	1-4
屋外広告物の維持管理について	1-8

■ デザインガイド

禁止する広告物	2-1
高さの規制	2-2
面積の規制	2-6
形態等の規制	2-12
色彩・意匠等の規制	2-16
可変表示式屋外広告物の規制	2-24
条例第11条第1項第6号に規定する地域	2-25
特定屋内広告物の規制	2-26

■ 支援制度の解説

優良屋外広告物表彰	3-1
優良屋外広告物補助金交付制度	3-6
優良意匠屋外広告物・歴史的意匠屋外広告物について	3-10
特例許可制度	3-11

■ 屋外広告業登録制度

登録制度の概要	4-1
登録の申請	4-3

■ 広告物 Q&A

広告物総論	5-1
申請について	5-4
許可基準について	5-6
特定屋内広告物について	5-8



はじめに

京都市では、京都の優れた景観を守り、育て、50年後、100年後の未来へと引き継いでいくため、建築物の高さとデザイン、屋外広告物の規制等を全市的に見直した「新景観政策」を平成19年9月に実施しました。そして、平成23年4月には、この新景観政策について、デザイン基準の充実等の「進化」を行いました。

「京の景観ガイドライン」は、景観政策で実施している建築物や屋外広告物に関する規制等を分かりやすく示した手引書としてまとめたものです。内容は「建築物デザイン編」、「建築物の高さ編」と「広告物編」で構成しており、それぞれのデザイン基準や手続について事例を交えて解説しています。

本ガイドラインを一助として、今後とも、京都市の景観政策について、より一層の御理解をいただきますようお願いします。

■ 景観政策に係るこれまでの取組

昭和 5年 風致地区の指定

昭和31年 屋外広告物条例の制定

昭和42年 古都保存法による歴史的風土特別保存地区的指定

昭和47年 市街地景観条例の制定（全国に先駆けて）

昭和48年 高度地区的指定（市街地の大半を指定）

昭和51年 伝統的建造物群保存地区的指定

平成 5年 新京都市基本計画（北部保全、都心再生、南部創造）

平成 7年 市街地景観整備条例、自然風景保全条例の制定

平成 8年 景観規制区域の拡大（美観地区拡大、屋外広告物対策の強化）

平成17年 景観法施行（条例に基づくものから景観法の制度へ移行）

平成18年 「時を超える輝く京都の景観づくり審議会」最終答申

平成19年 「新景観政策」の実施

平成23年 景観政策の進化

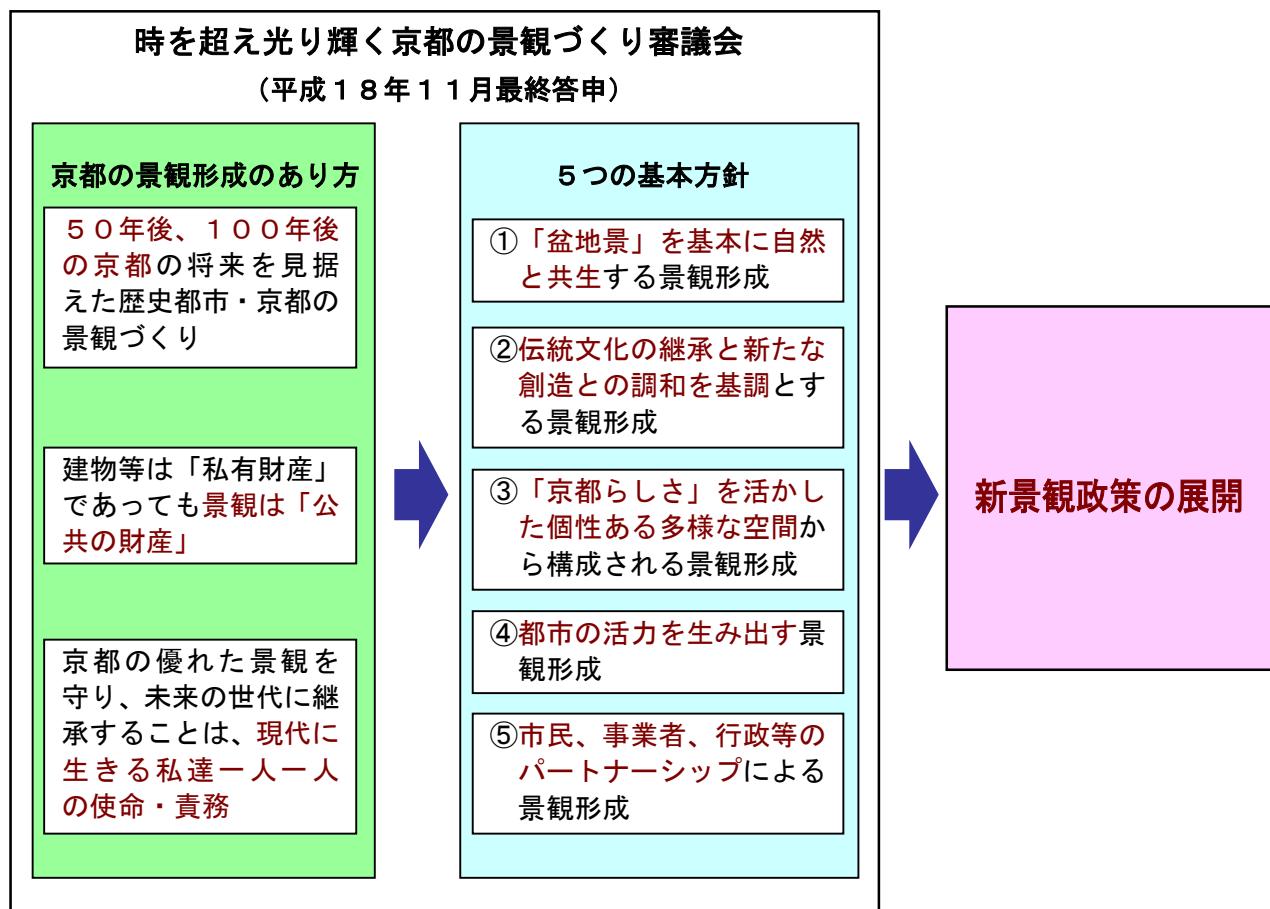


景観政策の経緯

京都市は、1,200年を超える悠久の歴史に育まれ、今日もなお、日本の伝統・文化が生き続ける歴史都市です。京都市ではこれまで、優れた自然・歴史的景観等を守るために、風致地区制度の活用と合わせ、全国に先駆けて市街地景観条例を制定し、美観地区制度を駆使して美しい景観の維持を図るほか、景観法の制定を受け、全国初となる景観整備機構の指定を行うなど、景観行政のトップランナーとして果敢に景観政策に取り組んできました。

しかし、近年、我が国の社会経済情勢の変化等により、伝統的な生活文化を育んできた京町家や三山の眺望をはじめとする貴重な景観資源が消失するなど、京都らしい景観が失われつつあります。そのため、50年後、100年後の京都の将来を見据え、京都創生にふさわしい景観の保全と創造を目指し、平成17年7月に学識経験者や市民等により構成される「時を超えて輝く京都の景観づくり審議会」を設置し、「規制と活力の両立」を図りつつ景観を重視する建築物等の規制・誘導の手法や良好な眺望等を次の世代に引き継ぐための方策等を審議しました。

そして、1年5箇月にわたる審議の結果、平成18年11月に審議会の最終答申を受けて、京都市は、平成19年9月に歴史都市・京都の景観づくりを着実に推進し、国家財産としての京都の創生の実現を目指す「新景観政策」を実施しました。



■ 景観政策5つの柱と支援策

■ 景観政策の展開



■ 5つの柱と支援策

◆ 建物の高さ

市街地のほぼ全域で、高度地区の指定制度を活用し、地域の特性に合わせたきめ細かな高さの規定を定め、京都の優れた都市景観の保全・形成を図っています。

＜建物の高さの基本構成＞

三方をなだらかな山々に囲まれ、世界遺産をはじめとする歴史遺産や京町家等による風情ある町並みが多く残る京都の市街地の特性に配慮し、都心部から三方の山すそに行くに従って次第に建物の高さが低くなることを基本構成としたうえで、地域の特性に合わせたきめ細かな規制を行っています。

＜高度地区の高さの規制＞

高度地区による高さの規制は、10m、12m、15m、20m、25m、31mの6段階の種別としています。

◆ 建物等のデザイン

市街地のほぼ全域に、風致地区や景観地区、建造物修景地区等を指定し、それぞれの地域の特性に合わせたデザイン基準を定め、京都の優れた都市景観の保全・形成を図っています。

＜景観地区のデザイン基準＞

従来のデザイン基準である1種から5種の《種別基準》を地区ごとの景観特性を活かした《地区別基準》に変更し、地域の景観の特性を反映できるデザイン基準としています。

◆ 眺望景観や借景

良好な眺めや日本の文化としての借景は、京都のみならず日本の財産です。このかけがえのない財産を守るため、「眺望景観創生条例」を制定し、先人により守り引き継がれてきた38箇所の優れた眺望景観・借景の保全、創出を図っています。

＜区域の指定と概要＞

眺望空間保全区域	視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等が超えてはならない標高を定める区域
近景デザイン保全区域	視点場から視認することができる建築物等が優れた眺望景観を阻害しないように外壁、屋根等の形態、意匠、色彩について基準を定める区域
遠景デザイン保全区域	視点場から視認することができる建築物等が優れた眺望景観を阻害しないように外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域

◆ 屋外広告物

市内の全域で屋外広告物に対する基準を定めるとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度を設け、美しい品格のある都市景観の形成を図っています。

＜屋外広告物の基準＞

屋上看板や点滅式照明、可動式照明を市内の全域で禁止するとともに、地区ごとの特性に応じて、屋外広告物の表示位置、面積、形態デザイン等に関する基準を定めています。

＜優良な屋外広告物への支援＞

美しい品格のある都市景観の形成に寄与する優良な屋外広告物については、特例許可制度、施工費等の助成制度など、総合的な支援制度を設けています。

◆ 歴史的な町並み

京都の伝統的な建築様式と生活文化を伝える京町家は、歴史都市・京都の景観の基盤を構成するものです。伝統的な建造物の外観の修理・修景などに対する助成を行い、歴史的町並みの保全・再生を図っています。

◆ 支援制度

景観政策の展開と併せて、京町家に対する支援策として、①京町家耐震診断士派遣制度、②京町家耐震改修助成制度を設け、また、既存不適格となるマンションに永く住み続けていただき、適切に維持管理を行っていただくための支援策として、①分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度、②分譲マンション耐震診断助成制度、③マンション建て替え融資制度を設けています。